支払いを求めるものです。

【主な質疑】

問 相手方の保険の加入状況は。

答 事故発生当時において運転免許証が失効していたため、実費で修繕するとの申し出を受けており、一般的には任意保険の補償対象外と認識している。

問 相手方の支払い能力について、財産調査を行ったのか。

答 本件は市と原因者の民事訴訟であることから、訴訟に向けた準備を進めている時点では財産調査を行うことができない。仮に、相手方に支払いを求める判決確定をもってもなお支払いがなされない場合には、市が簡易裁判所に申立てを行った後に、財産調査へと移行するものである。

補正予算

補正総額 7億9161万円余り

9月定例会後の情勢の変化に伴う各種経費の追加措置のほか、事業実施のための所要経費等を措置するものです。

歳出の主な内容は、総務費では自治会が管理する防犯灯の新設・移設・修繕等に係る設置費及び電気料に対する補助金に不足が見込まれることから、追加措置します。

また、法人市民税の確定申告に基づく予定納税額の清算に伴い、予算に不足が見込まれることから追加措置します。

民生費では、障害者手帳の所持者の増加に伴い、障害福祉サービス利用料や障害者通所給付費及び自立支援サービス等給付費に不足が見込まれることから追加措置します。

土木費では、行田市駅跨線橋修繕工事において、上部構造部に鉛が含有されていることが判明したため、その対応に係る負担金を新たに措置します。

また、古代蓮の里において電線ケーブルの盗難被害が発生し、一部設備が使用できないことから、幹線設備の復旧工事を行うとともに、マンホール蓋用ロック錠の設置など盗難防止対策を行うための経費を措置します。

また、忍・行田公民館の利用者の利便性向上や安全性への配慮の観点から、同公民館北側に新たな駐車場を整備するための経費などを措置します。

なお、これらの歳出を賄う財源として、国・県支出金、寄附金、繰越金及び諸収入により措置するものです。

議員提出議案

意見書　意見書を関係機関に送付

○農産物へのカメムシ類等及び高温障害への対策を求める意見書

（原案可決）

埼玉県東部地区を中心に、昨年より水稲や野菜、果樹へのカメムシ類等による災害級の被害が広がっています。

稲作に関しては、カメムシ類等の被害に加え高温障害も重なり、収量が例年の1割ほどの農家もあるとの報告や、また不稔や斑点により品質等級が著しく低下するなど、来年の作付けに向けての資金確保どころか、日々の生活にも大きな影響が出ています。

果樹や野菜につきましても、カメムシ類等の被害により、商品にならない品物が多く発生するなどの大きな打撃を受けており、埼玉県として地域の農業を支えていく必要性を強く感じております。つきましては、県が主体となり下記の事項を早期に実施するよう強く要望します。

1　カメムシ類等の防除については、広域・航空防除（ドローン）が効果的であることから、実施可能な地域では来年度の実施に向けて検討すること。

2　カメムシ類等が、農地以外にも生息しており、特に河川や公園の除草による飛来の報告があるため、除草時期に関しては、国・市町村・土地改良区など関係機関との連携を図ること。

3　今回の被害は災害と捉え、農薬による防除に対して、各戸への補助を検討すること。

4　大きな被害により、来年の作付けや栽培に影響が出ている農家へ、融資制度の周知や利用に係る支援を行うこと。

（提出先　埼玉県知事）